

平成31年4月1日

課税事業者届出書の取り扱いの見直しについて

平成31年4月1日以降に市が発注する建設工事について、下記のとおり取り扱いを変更します。

記

○見直しの内容

1. 受注者が消費税法上の課税事業者である場合に提出を求めていた、課税事業者届出書を提出不要にします。

なお、受注者が消費税法上の免税事業者である場合は、現行どおり免税事業者届出書の提出が必要です。